

# おくやみ ハンドブック

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

「白菊（おくやみ）コーナー」では、亡くなられた方に関する様々なお手続きのうち、市役所で行うお手続きをサポートいたします。

○「白菊（おくやみ）コーナー」のご利用について  
コーナーのご利用は事前予約制となっております。

死亡届を提出した3日後（土日祝、閉庁日を除く）よりご予約を承ります。

ご予約できる時間の枠は

\*午前9時30分～

\*午前10時30分～

\*午後1時30分～

\*午後2時30分～ です。

※なお、「白菊（おくやみ）コーナー」を利用しないお手続きもできます。

○ご予約について

下記担当までお電話ください。

市民課 窓口・戸籍グループ

☎0572-23-5731

亡くなられた方やお手続きされる方のお名前、生年月日などを伺い、必要な手続きをお調べいたします。

ご予約当日は必要書類等（次ページ）をご確認いただき、ご用意のうえご来庁ください。

多治見市役所

白菊コーナー

駅北庁舎1階

おくやみハンドブック 目次

✓	内容	ページ	庁舎	窓口番号
	白菊（おくやみ）コーナーにお持ちいただくもの	1		
	市民課でのお手続き	2	駅北庁舎 1階	⑥
	年金のお手続き	3		⑧
	国民健康保険・後期高齢者医療保険のお手続き	4		⑨
	福祉医療証・児童手当・児童扶養手当のお手続き	5		⑩
	福祉課 障がい者支援グループでのお手続き	6	駅北庁舎 2階	⑫
	介護保険のお手続き	7		⑬・⑭
	税務課（固定資産税、市民税、軽自動車税（種別割））でのお手続き	8		⑮～⑰
	犬・市営墓地のお手続き	9	本庁舎1階	
	市営住宅のお手続き	9	本庁舎3階	
	森林・農地・農業者年金のお手続き	10	本庁舎1階	
	上下水道関係のお手続き	11	本庁舎2階（一部業務は駅北庁舎1階でも可）	
	市役所以外で行う主なお手続き	12	各問合せ先に確認してください。	
		13		
		14		
		15		

## 「白菊（おくやみ）コーナー」にお持ちいただくもの

お越しの際には、以下に記載の該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。  
 なお、お手続きごとに必要なものにつきましては、次ページ以降をご参照ください。

《亡くなられた方のもの》	※見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況に合わせてご案内いたします。
<input type="checkbox"/>	基礎年金番号が分かるもの（年金証書、年金手帳、「振込通知書」等の手紙、他）
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証、住民基本台帳カード（作成されている場合）
<input type="checkbox"/>	個人番号カード（マイナンバーカード）または個人番号通知カード
<input type="checkbox"/>	国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証 ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは国民健康保険加入者全員の被保険者証
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証 （子ども、重度、母子家庭、父子家庭、精神障害者）
<input type="checkbox"/>	その他、市役所から交付された証書類

《ご遺族の方のもの》	
<input type="checkbox"/>	基礎年金番号が分かるもの（年金証書、年金手帳、「振込通知書」等の手紙、他）
<input type="checkbox"/>	お越しいただく方の本人確認書類 ・写真付きのもの（1点） ※運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、障害者手帳等 ・写真付きのものがない場合は、次のものから2点 ※被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表者及び喪主のもの）
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税金等を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と通帳の印鑑

※相続人代表者とは	法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
-----------	--

※お手続きによっては、委任状が必要になる場合があります。

※お手続き内容の詳細については、各ページに記載されている問い合わせ先へお尋ねください。

## 【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

印鑑登録証			
【問い合わせ先】 市民課 窓口・戸籍グループ 窓口番号⑥ ☎ 0572-23-5520			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方	返納または破棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> </ul> ※手続きは返納のみとなりますので、ご自宅で破棄していただいても構いません。

個人番号カード 通知カード			
【問い合わせ先】 市民課 住基グループ 窓口番号⑥ ☎ 0572-23-5542			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	個人番号カード・通知カードをお持ちだった方	返納不要	死亡に伴う各種手続きに必要な場合がありますので、保管ください。

住民基本台帳カード			
【問い合わせ先】 市民課 住基グループ 窓口番号⑥ ☎ 0572-23-5542			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちだった方	返納または破棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳カード</li> </ul> ※手続きは返納のみとなりますので、ご自宅で破棄していただいても構いません。

## 【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

1. 年金の手続きに関するご相談は、亡くなられた方とご遺族の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳等）をご用意いただき、保険年金課年金国保グループ、または多治見年金事務所までお問い合わせください。

2. 以下に記載した手続きについては、年金事務所で行っていただくことになります。市役所では、手続きの流れや必要なもの、注意事項などをご案内いたします。

年金			
【問い合わせ先】 保険年金課 年金国保グループ 窓口番号⑧ ☎ 0572-23-5736			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金を受給していた方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求 など	・亡くなられた方とご遺族の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書、振込通知書等日本年金機構から届いた手紙等）
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた方	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求 など	※その他必要書類、手続き内容は遺族の状況や加入していた年金制度により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。
<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた方	遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求 など	・亡くなられた方の勤務先にお問い合わせください。

【多治見年金事務所】 ☎0572-22-0255

年金事務所でのご相談、手続きは完全予約制です。

【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

国民健康保険		【問い合わせ先】 窓口番号㊟	保険年金課 年金国保グループ ☎ 0572-23-5746
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
□	1. 国民健康保険に加入していた方	資格喪失届 被保険者証等返還 葬祭費支給申請	①亡くなられた方の被保険者証 ②亡くなられた方の高齢受給者証（70歳以上74歳以下） ③亡くなられた方の限度額認定証（交付者のみ） ④喪主の口座のわかるもの（預金通帳など）
□	2. 国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主 ※世帯主が多治見市国民健康保険加入者でない場合	資格喪失届 被保険者証等返還 資格取得届 口座登録	①世帯の国民健康保険加入者の被保険者証 ②高齢受給者証（70歳以上74歳以下） ③世帯の国民健康保険加入者の限度額認定証（交付者のみ） ※別世帯の方が手続きを行う場合、新しい世帯主の委任状が必要です。 ④口座のわかるもの（預金通帳など）、印鑑（銀行印）
□	1, 2とも	保険料の精算	①保険料還付先（相続人）の口座のわかるもの

後期高齢者医療		【問い合わせ先】 窓口番号㊟	保険年金課 年金国保グループ ☎ 0572-23-5746
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
□	後期高齢者医療保険に加入していた方（75歳以上の方、65歳以上の方で障害加入の方）	資格喪失届 被保険者証等返還	①亡くなられた方の被保険者証 ②亡くなられた方の限度額認定証（交付者のみ）
□		葬祭費支給申請	①会葬礼状・葬儀費用の領収書等、喪主名及び死亡者名が確認できるもの ②喪主の口座のわかるもの（預金通帳など） ※喪主以外の口座への振込希望の場合、喪主の署名が必要です。
□		給付費支給申請	①亡くなられた方の被保険者証 ②相続人預貯金通帳 ※申請いただいても該当がなく支給がされない場合があります。
□		保険料の精算	①保険料還付先（相続人）の口座のわかるもの

※書類の送付先を変更する場合は、身分証明書が必要となります。

## 【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

<b>福祉医療</b> <span style="float: right;">【問い合わせ先】 保険年金課 医療手当グループ 窓口番号⑩ ☎ 0572-23-5732</span>			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	福祉医療費助成を受給していた方	喪失届	①手続きをされる方の印鑑（認印） ②福祉医療受給者証（各種）

<b>児童手当</b> <span style="float: right;">【問い合わせ先】 保険年金課 医療手当グループ 窓口番号⑩ ☎ 0572-23-5732</span>			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	手当を受給していた方	認定請求	配偶者の方などに受給者が変わるときは、新しい受給者の方の ①印鑑（認印） ②健康保険証 ③口座のわかるもの ④マイナンバー（個人番号）のわかるもの
		未支払請求	未支払手当があるときは、支給要件児童のうち年長児童の ①印鑑（認印） ②年長児童名義の口座がわかるもの
<input type="checkbox"/>	手当支給対象児童の方	支給事由消滅届 または額改定届	①受給している方の印鑑

<b>児童扶養手当</b> <span style="float: right;">【問い合わせ先】 保険年金課 医療手当グループ 窓口番号⑩ ☎ 0572-23-5732</span>			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	18歳未満（20歳未満で中度以上の障害のある児童を含む）の児童を養育しており、ひとり親家庭となる方	認定請求	※新たにひとり親家庭になられた方（18歳未満の児童を養育する方に限る）の手続きは、ご事情により異なりますので、上記までお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	受給資格者の登録があった方	未支払請求	未支払手当があるときは、支給対象児童のうち年長児童の ①印鑑（認印） ②年長児童名義の口座がわかるもの ③手当証書
<input type="checkbox"/>	手当支給対象児童の方	資格喪失届 または額改定届	①受給している方の印鑑 ②手当証書（お持ちの方のみ）

## 【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

障がい者 (その保護者を含む)		【問い合わせ先】 福祉課 障がい者支援グループ 窓口番号㉔ ☎ 0572-23-5806	
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	◎返還届	・亡くなられた方の手帳
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを受けていた方	◎資格喪失届	・障害福祉サービス受給者証
<input type="checkbox"/>	療養介護医療受給者証をお持ちだった方	受給者証返還	・亡くなられた方の受給者証
<input type="checkbox"/>	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）受給者証をお持ちだった方		
<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた方	◎廃止届	・亡くなられた方の利用者証
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受けていた方	◎受給者死亡届 ◎未支払手当請求書	・手続きする方の印鑑（認印） ・手当支給対象児童の預貯金通帳 ・手当証書
		◎認定請求 ※配偶者の方など、ほかに受給資格者がいる場合	・請求者及び対象児童の戸籍謄本 ・支給対象児童の障害者手帳 ・請求者本人名義の通帳 ・請求者の印鑑（認印）
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当支給対象児童の方	◎資格喪失届 ◎額改定届	・手当受給者の印鑑（認印） ・手当証書
<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当、経過的福祉手当、または特別障害者手当を受けていた方	◎死亡届 ◎未支給手当請求書	・手続きする方の印鑑（認印） ・未支給手当請求者の預貯金通帳 ※未支給手当を申請する場合は生計を同一にされていた方が手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用乗車券をお持ちだった方	資格喪失届	・未使用分の乗車券の返還
<input type="checkbox"/>	リフト付福祉タクシー受給者証をお持ちだった方	受給者証返還	・リフト付福祉タクシー受給者証 ※死亡月または前月にリフト付福祉タクシーのご利用があった場合は相続人代表者の口座番号のわかるもの

◎がついている手続きはマイナンバー(個人番号)のわかるものが必要となります。

【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

介護保険 <span style="float: right;">【問い合わせ先】 高齢福祉課 介護運営・給付グループ 窓口番号⑳・㉑ ☎ 0572-23-5826・5211</span>			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
□	65歳以上の方または要介護（要支援）認定を受けていた方	介護保険証等の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・亡くなられた方の介護保険負担割合証（要介護（要支援）認定を受けていた方のみ）</li> <li>・亡くなられた方の介護負担限度額認定証（負担限度額に認定を受けていた方のみ）</li> </ul>
□		介護保険料の精算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人の振込先口座がわかるもの</li> </ul>
□	認定申請中の方	介護認定申請取り下げ書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード、個人番号カード（マイナンバーカード）</li> <li>・窓口に来られた方（家族）の本人確認書類</li> </ul>

## 【市役所（駅北庁舎）で行う手続き】

【問い合わせ先】 税務課 資産税グループ			
固定資産税			
窓口番号 <sup>②⑥</sup> ☎ 0572-23-5832			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた方	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、相続人全員が自署または記名押印のうえ提出</li> </ul> ※所有形態により他の手続きとなることがありますので、お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>		固定資産現所有者申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>現所有者全員が自署または記名押印のうえ提出</li> <li>相続の事実がわかる書類</li> </ul> ※相続人代表者指定届の提出がない場合
<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた方	未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新所有者の実印及び印鑑証明書</li> </ul> ※変更理由により、添付書類が異なりますのでお問い合わせください。

注意：後日郵送可

注意：相続に伴う登記手続きについては法務局（多治見市内の土地・家屋は岐阜地方法務局多治見支局 ☎ 0572-22-1002（代））へお尋ねください。

【問い合わせ先】 税務課 市民税グループ			
市県民税			
窓口番号 <sup>②⑦</sup> ☎ 0572-23-5830			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた方	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、相続人全員が自署または記名押印のうえ提出（後日郵送可）</li> </ul>

【問い合わせ先】 税務課 税政グループ			
軽自動車税（種別割）			
窓口番号 <sup>②⑤</sup> ☎ 0572-23-5842			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、小型特殊自動車の車両を所有していた方 ※2輪車（125cc超）軽自動車（三輪・四輪）の名義変更等は12頁参照	名義変更または廃車	（廃車の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート</li> <li>相続関係が判る書類</li> <li>手続きする届出人の本人確認書類</li> </ul> ※その他については、ケースによって異なりますのでお問い合わせください。

注意：毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。

## 【市役所（本庁舎）で行う手続き】

犬の登録			
【問い合わせ先】 環境課			
☎ 0572-22-1175			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	犬を所有していた方	犬の登録事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛犬登録証</li> <li>※市内の獣医師会に加入している動物病院でも変更の手続きは可能です。</li> <li>※新しい飼い主のお住まいの市町村での手続きとなります</li> </ul>

霊園			
【問い合わせ先】 環境課			
☎ 0572-22-1580			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	多治見市霊園の使用権を所有していた方  多治見市霊園は次の3霊園です。 平和霊園 北市場霊園 森下霊園	霊園使用権承継申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市霊園使用許可証</li> <li>・新名義人の「住民票」（本籍の記載があるもの）</li> <li>・新名義人の「戸籍謄本」（旧名義人と新名義人との続柄がわかるもの）</li> <li>・手数料</li> <li>・埋火葬許可証（印鑑が必要な場合有）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	多治見市霊園の使用権を所有しており、焼骨を納骨する方	埋火葬許可証の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市霊園使用許可証</li> <li>・埋火葬許可証</li> </ul> ※使用許可証の裏面の埋蔵（納骨）改葬事項を記載します。

市営住宅			
【問い合わせ先】 建築住宅課			
☎ 0572-22-1312			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族	同居親族退去届  入居承継承認申請	【持ち物】 承継される方の印鑑、引き続き入居される方全員のマイナンバーカード  ※受付時に関係書類をお渡しします。
<input type="checkbox"/>	入居名義人が亡くなり、市営住宅を退去される方	返還届	【持ち物】 手続をされる方の印鑑  ※受付時に関係書類をお渡しします。
<input type="checkbox"/>	同居親族が亡くなった入居名義人	同居親族退去届	

## 【市役所（本庁舎）で行う手続き】

森林			
【問い合わせ先】 産業観光課（農林担当） ☎ 0572-22-1258			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
□	森林を相続された方	所有者変更届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森林の土地の位置を示す地図</li> <li>• 相続登記完了後の森林の土地の登記事項証明書など届出の原因を証明する書面</li> </ul>

注意：森林の所有者届出は相続登記の完了後となります。

農地			
【問い合わせ先】 産業観光課（農業委員会） ☎ 0572-22-1258			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
□	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相続登記完了後の農地の登記事項証明書など届出の原因を証明する書面</li> </ul>

注意：農地の所有者届出は相続登記の完了後となります。  
農地の所有の有無については、固定資産税の通知や名寄帳で確認ください。

農業者年金			
【問い合わせ先】 産業観光課（農業委員会） ☎ 0572-22-1258			
チェック欄	対象者	必要なもの、注意事項	
□	農業者年金に加入していた方、受給していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業者年金被保険者証または農業者年金証書</li> <li>• 亡くなられた方の死亡日がわかる戸籍謄本など</li> <li>• 未支給年金、死亡一時金の請求がある場合は、亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本など</li> </ul> <p>※手続きは陶都信用農協本店となります。 ※詳細については、上記までお問い合わせください。</p>	

【市役所（本庁舎）で行う手続き】

水道			
【問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 0572-22-1203			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	水道・下水道を利用していた方	名義変更・中止申込	※名義変更に伴い、新名義人が口座振替を希望する場合は預貯金通帳、印鑑（通帳印）

下水道関係			
【問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 0572-22-1230			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	し尿汲取りを利用していた方	名義変更・人数変更・中止届	※中止に伴い建物（便槽）の解体をする場合は最終清掃が必要、「し尿汲み取り最終清掃申込書兼確認書」を提出
<input type="checkbox"/>	井戸水使用の下水道接続世帯の方	名義変更・人数変更・中止届	
<input type="checkbox"/>	下水道受益者負担金を納めていた方	受益者変更届	
<input type="checkbox"/>	下水道分担金を納めていた方	排水設備所有者変更届	

浄化槽			
【問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 0572-22-1230			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	浄化槽を所有していた方	休止届・廃止届 管理者変更届(県環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終清掃実施記録簿の写し</li> <li>※休止・廃止ともに事前の清掃が必要</li> <li>休止…清掃業者へ依頼</li> <li>廃止…清掃業者へ依頼、「浄化槽最終清掃申込書兼確認書」を業者へ提出</li> </ul>

簡易専用水道			
【問い合わせ先】 工事課 ☎ 0572-22-1213			
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	貯水槽水道を所有していた方	所有者の変更届	

## 【市役所以外で行う主な手続き】

運転免許証		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証返納	多治見警察署 ☎ 0572-22-0110

軽自動車（三輪・四輪）		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775

二輪（125cc超）		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053

普通自動車		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053

自動車税（種別割）		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	自動車税(種別割)の納付相談	東濃県税事務所 ☎ 0572-23-1111（代）

不動産登記関係		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有権移転（相続等）に係る登記	岐阜地方法務局多治見支局 ☎ 0572-22-1002（代）

心身障害者扶養共済制度		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	給付請求・死亡届等	岐阜県庁障害福祉課 ☎ 058-272-8309

## 【市役所以外で行う主な手続き】

外国籍の方		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	在留カードまたは特別永住者証明書の返納	名古屋出入国在留管理局 ※電話での問い合わせは外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013-904 PHS、IP電話、海外からは ☎ 03-5796-7112 あわせて母国の大使館または領事館へ手続きの確認をしてください。 なお、特別永住者証明書は市役所市民課で返納できます。

電気		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社 ※検針票・電気使用量のお知らせ等に記載されているお客様番号などでお問い合わせください。

ガス		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社 ※検針票・ガス使用量のお知らせ等に記載されているお客様番号などでお問い合わせください。

預貯金口座		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	口座手続き	各金融機関

【市役所以外で行う主な手続き】

クレジットカード		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	失効手続き	各契約会社

固定電話		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	NTT西日本 ☎ 116（局番なし） 携帯電話からかける場合 ☎ 0120-116-116 受付時間 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日も受付中 （年末年始12/29～1/3を除く）  NTT西日本以外 各契約会社へ問い合わせてください。

携帯電話		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社

インターネット		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社

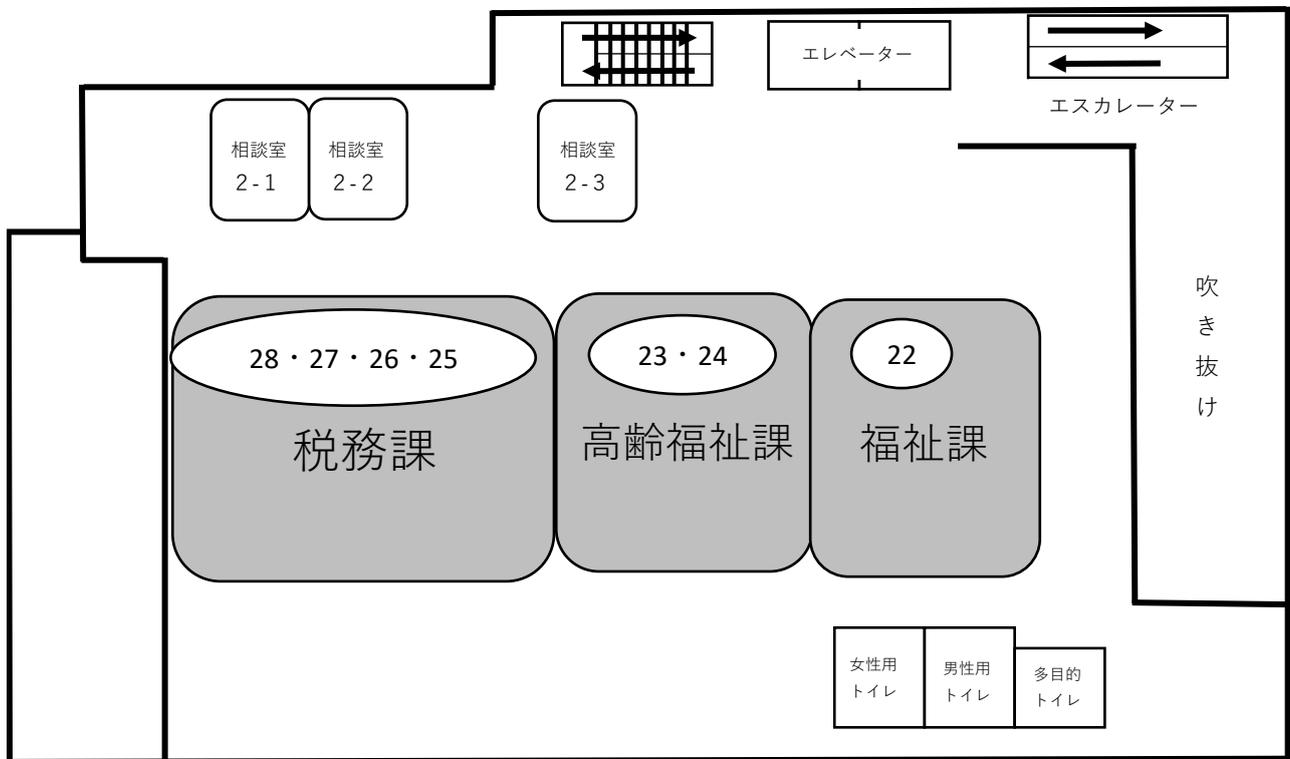
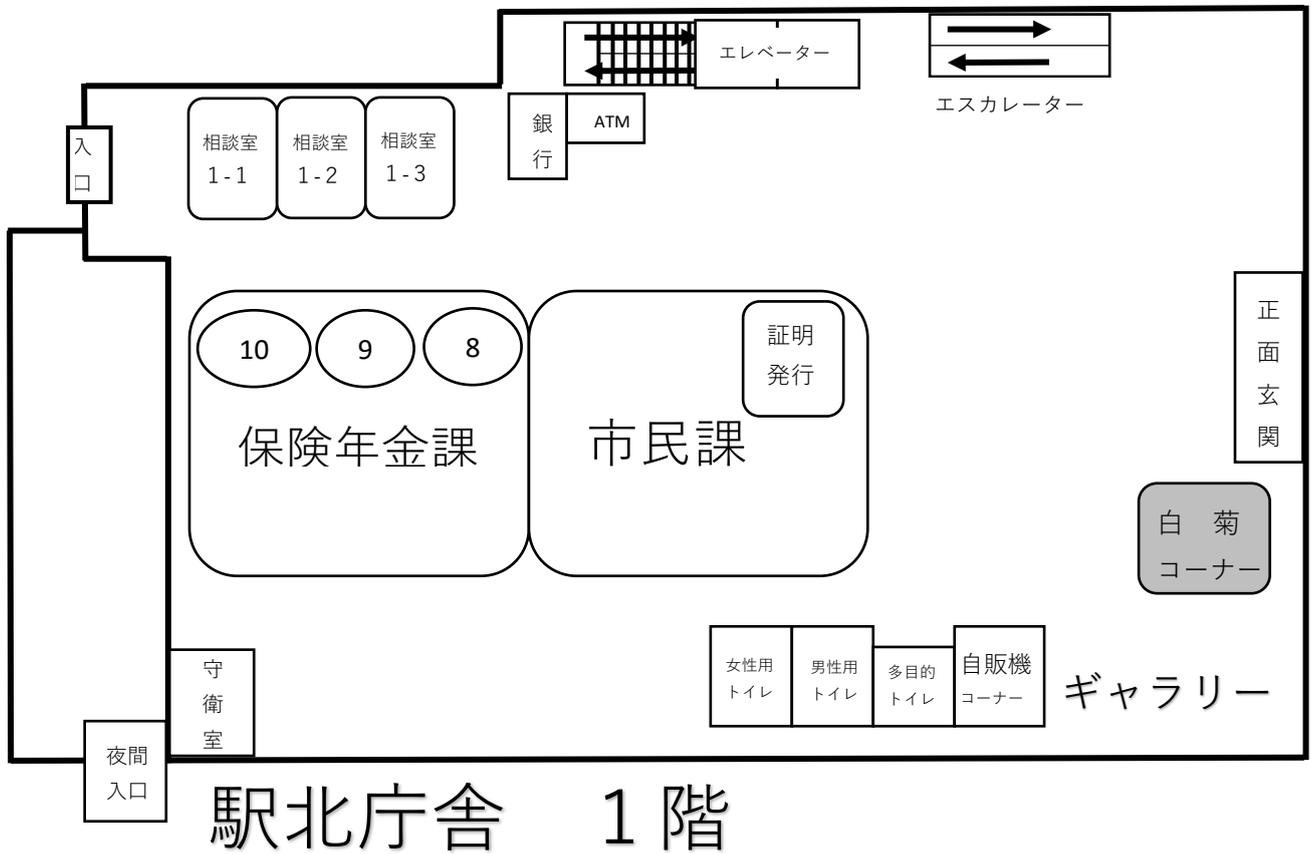
ケーブルテレビ		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社

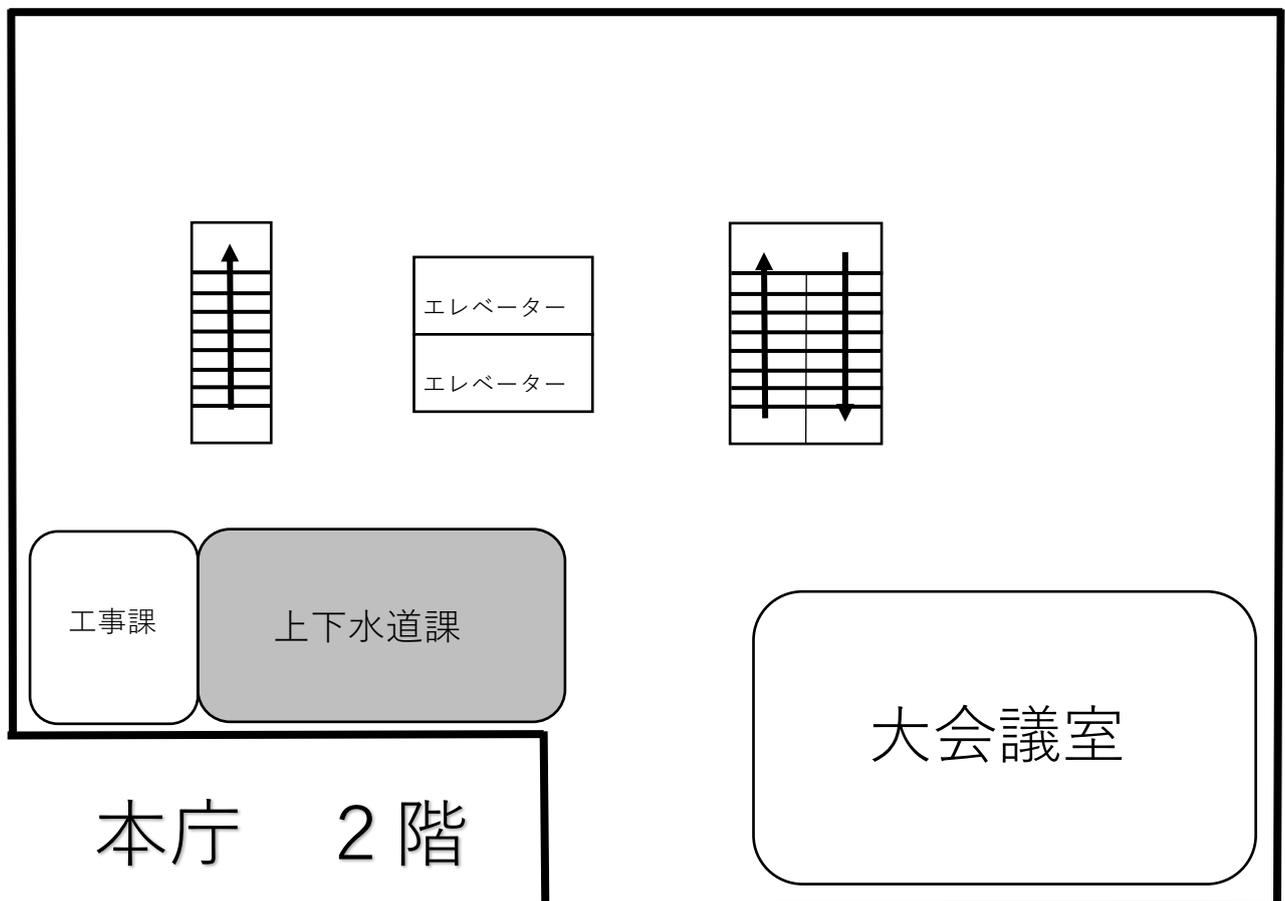
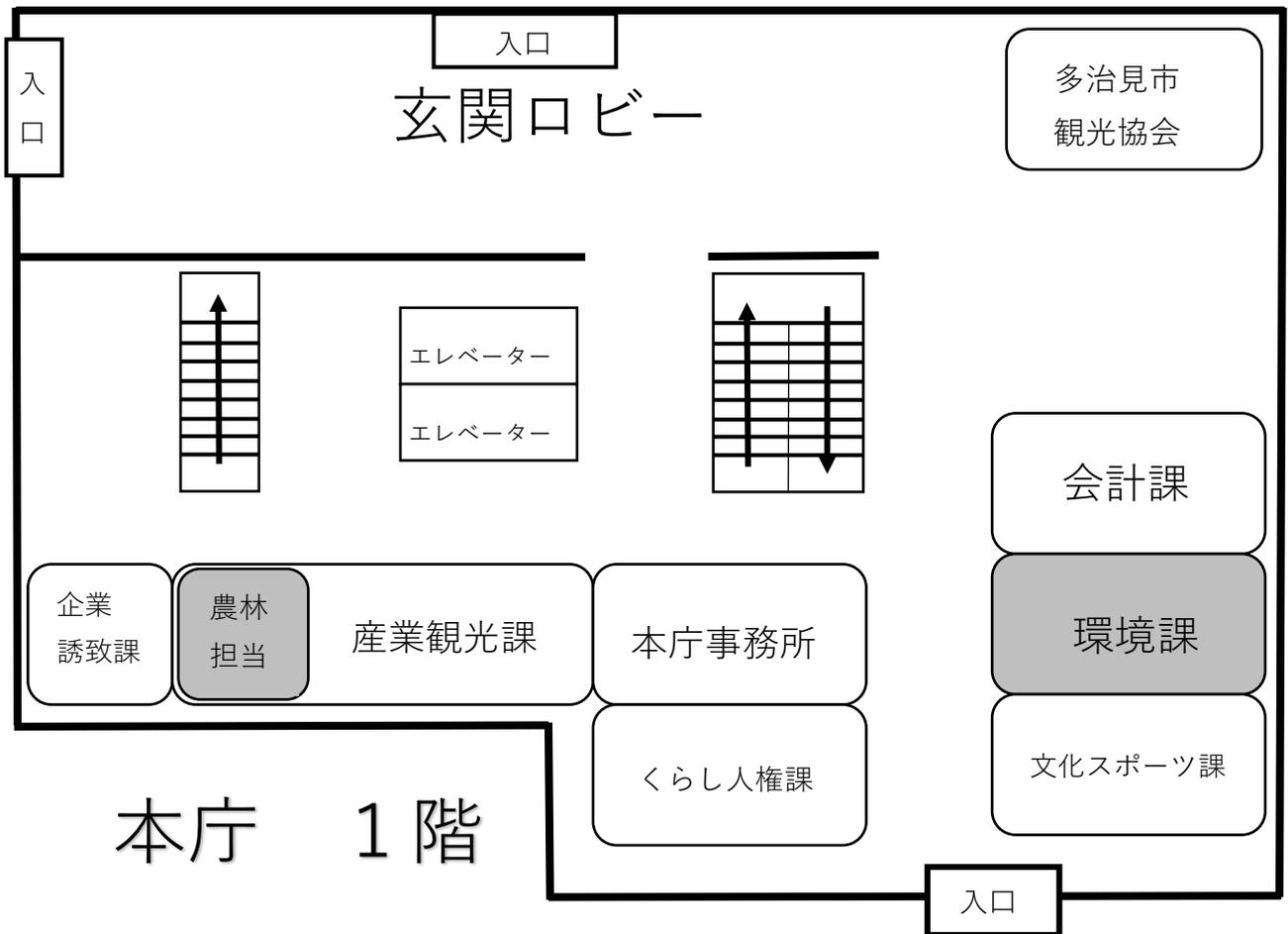
## 【市役所以外で行う主な手続き】

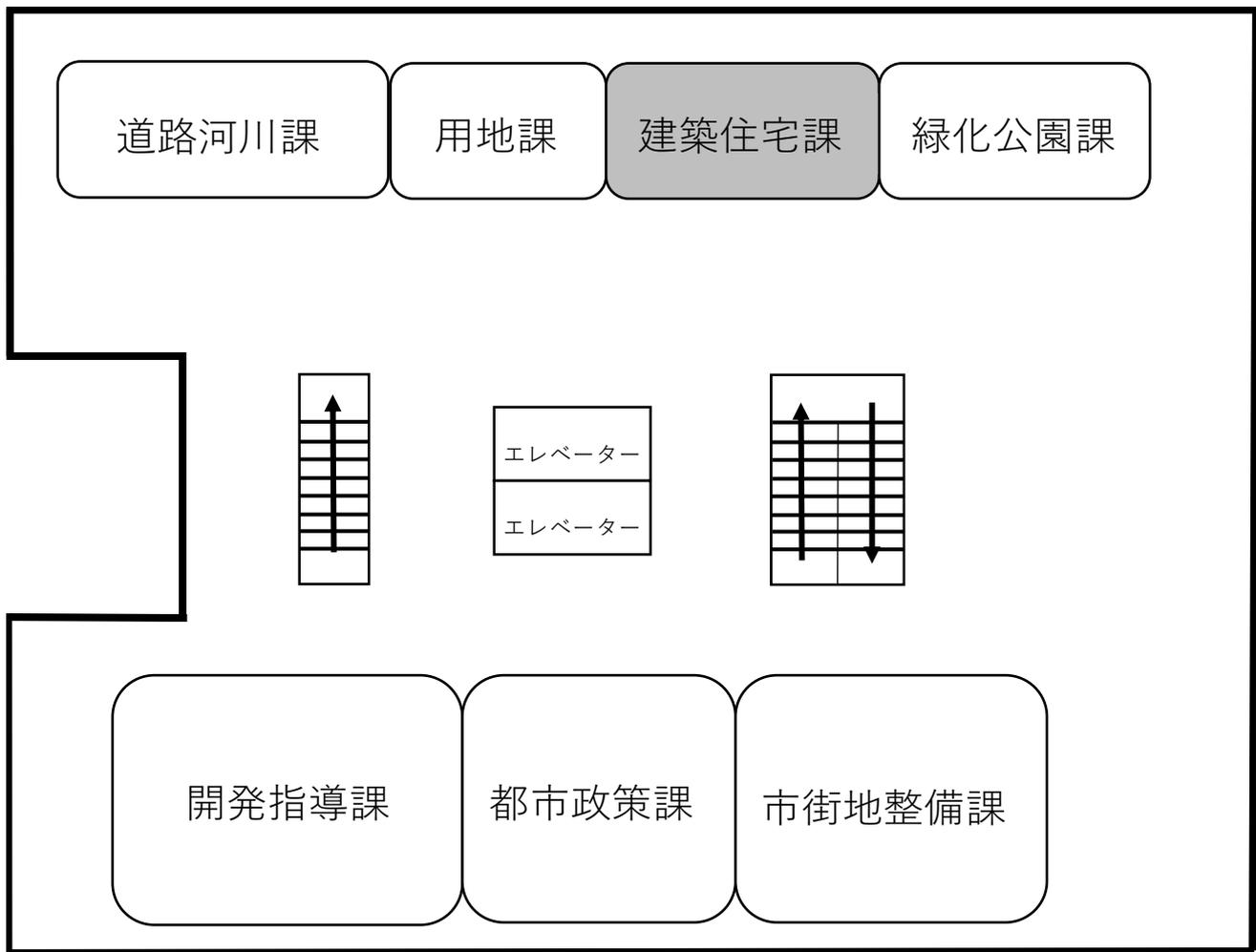
NHK		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約 ※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方 で、受信料を免除されている方も含む	NHK岐阜放送局 ☎ 058-264-4612 受付時間 平日 午前10時～午後5時

生命保険		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求	加入していた生命保険会社又は代理店
<input type="checkbox"/>	入院給付金の請求等	

損害保険		
チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	加入していた損害保険会社又は代理店







本庁 3階

# 委任状

(頼んだ人) 委任者本人	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 [ ]		
	氏名	(自署または記名押印)	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	電話	※委任の内容について確認する場合があります。恐れ入りますが、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。 <戸籍関係を請求される場合は下記も記載してください>		
	本籍		筆頭者	
	私は次の者を代理人と定め、下記の交付申請及び受領に関する権限を委任します。			
(頼まれた人) 代理人	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 [ ]		
	氏名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	1	住民票関係	住民票(世帯全員・個人)	通
			除票・改製原住民票(死亡・転出)	通
	※住民票・除票・改製原住民票に特に記載が必要な項目がある場合は記載してください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 世帯主名・続柄 <input type="checkbox"/> 旧氏名( ) <input type="checkbox"/> 旧住所(多治見市 町 丁目 番地) <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー) ]⇒任意代理人にお渡しできません。後日ご本人様宛に郵送します。_____			
	2	戸籍関係	戸籍謄本(全部事項証明書) [現在の戸籍]	通
			戸籍抄本(個人事項証明書) [現在の戸籍]	通
			戸籍一部事項証明書	通
			除籍 (謄本・抄本)	通
改製原戸籍 (謄本・抄本)			通	
		戸籍の附票(全部・個人・改製原)	通	
3		世帯主変更に関する全ての手続き		
4		世帯(分離・合併・構成変更)に関する全ての手続き		
5		国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する全ての手続き		
6		<上記以外は具体的に記入してください>		

切り取

上記太枠内を全て「委任者本人」が記載し押印して下さい。(代筆になる場合はご相談ください。)

<注意>

※委任者の印鑑は朱肉使用の印鑑で押印して下さい。(シャチハタ等のスタンプ印不可)

※代理人自身の身分証明書もあわせてご提示下さい。

※委任状で住民票コード記載及び個人番号記載の住民票を請求いただいた場合は、任意代理人にお渡しできません。

後日ご本人様宛に郵送します。

○おことわり

※時間帯によってはご予約いただいてもお待ちいただく場合がございます。

※手続きが一度で終わらない場合もございます。

※すべての手続きが「白菊（おくやみ）コーナー」でできるものではありません。

※亡くなられた方の住民登録が、多治見市の方に限ります。

※亡くなられた方（被相続人）からの相続をしたくない場合には、裁判所で相続放棄の手続きができます。

また、被相続人の財産や負債の状況によっては、限定承認という手続きもあります。相続財産を処分したりすると、相続放棄、限定承認ができなくなることがあります。相続に関しご心配がある方は、市役所での手続きの前に専門家の方にご相談下さい。